

## 滋賀文教短期大学寮規則

### (目的)

第1条 この規則は、滋賀文教短期大学学則第51条に基づき、滋賀文教短期大学（以下「大学」という。）の女子学生に対し、修学のための厚生施設として、松翠寮及びグリーンハイツ（以下「学寮」という。）を設置し、共同生活をとおして人格の向上と学究生活の充実を図るため、学寮に対して必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理運営)

第2条 学寮の管理責任者は、大学学長（以下「学長」という。）とする。  
2 学寮の方針及び運営については、学生委員会の審議決定に基づき学務課があたる。  
3 学務課長のもとに学寮指導員（以下「寮監」という。）を置き、学寮の一般的な管理運営及び寮生の助言指導にあたらせることができる。

### (入寮)

第3条 入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要事項を記入のうえ、学務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

### (入寮手続)

第4条 入寮の許可を受けた者は、指定された期日までに所定の入寮契約書を提出し、寮費等の納入を完了しなければならない。

### (退寮)

第5条 年度途中に退寮を希望する者は、所定の退寮願に必要事項を記入のうえ、学務課に提出し、学長の許可を得なければならない。  
2 学長は、寮生が次の事項のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。  
① 寮費を滞納し、督促してもなお納入しないとき。  
② 寮生活において、秩序または風紀を乱す行為があったとき。  
③ 心身の障害その他の事由により、共同生活に適さないと認められたとき。  
④ 学修状況が著しく不良な者。  
⑤ その他寮生活に不適当と認められるとき。

### (休学時の措置)

第6条 休学の場合は、休学期間中は在寮を認めない。  
2 前項の期間中の寮費は納めなければならない。

### (原状回復)

第7条 寮生は、自己の責により寮室を破損又は汚損したときは、その居室を原状に回復し、その弁償をしなければならない。  
2 前項の履行保証のため、入寮時に預り金5万円（保証金）を預託するものとする。

### (寮経費)

第8条 学寮にかかる経費は、次のとおりとする。

	松翠寮本館	グリーンハイツ
施設設備費（入寮時）	65,000円	65,000円
寮費（月額）	15,000円	20,000円

2 寮費は年2回に分割し、下記により納入しなければならない。

4月～9月分 4月1日から4月15日まで  
松翠寮 90,000円 グリーンハイツ 120,000円  
10月～3月分 10月1日から10月15日まで  
松翠寮 90,000円 グリーンハイツ 120,000円

3 一旦納入した施設設備費は、理由の如何を問わず返還しない。

(自己負担経費)

第9条 グリーンハイツの寮生は、電気料、ガス料、その他の自己の便宜により設置する機器の料金を自己負担するものとする。

2 松翠寮の寮生は、電気料、その他の自己の便宜により設置する機器の料金を自己負担するものとする。

(閉 寮)

第10条 長期休暇中は、原則として閉寮する。ただし、寮生が集中講義、実習等を受講するときは、在寮を認めることがある。

(寮 長)

第11条 健全な寮生活を自治的に行うために寮生より寮長1名を選出する。寮長は、寮監を補佐して寮生の自己活動の円滑を図る。寮長の任期は1年とする。

(寮生の遵守事項)

第12条 寮生の遵守事項は、「寮生活の心得」に別途定める。

(改 廃)

第13条 学長は、改廃にあたり教授会に意見を求め、意見を参考にこの規程の改廃を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年11月 1日改正

この規則は、平成27年度入寮生より適用する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。